

みせ税理士 の

相続相談手帖

第41話

Q 私（仮名：鈴木 初音）の家族は子供1名と夫の3人家族でしたが、今年に入り夫が他界しました。夫は相続財産として金融資産 100 万円、借金 4,000 万円を残しました。幸い、**死亡保険金として1億円を受け取る予定**の為、その**保険金で借金 4,000 万円を返済**しようと考えています。この場合の**相続税の負担はいくら**になるのでしょうか？

A 鈴木様の場合、借金4千万円の**債務を引き受けすることなく**、かつ、**相続税の負担をすることなく**、1億円**全額の保険金を受け取ることが出来ます！**

手続きの順番は以下の通りです。

- ① **相続人全員**（初音様及びお子様）が**相続の放棄**を行う。
- ② 相続税の計算において、**配偶者の税額軽減措置制度**※を利用する。

【解説】

※配偶者に限り法定相続分(1/2)又は1億6,000万円のいずれか多い金額までの財産について相続税が無税となる制度

① について

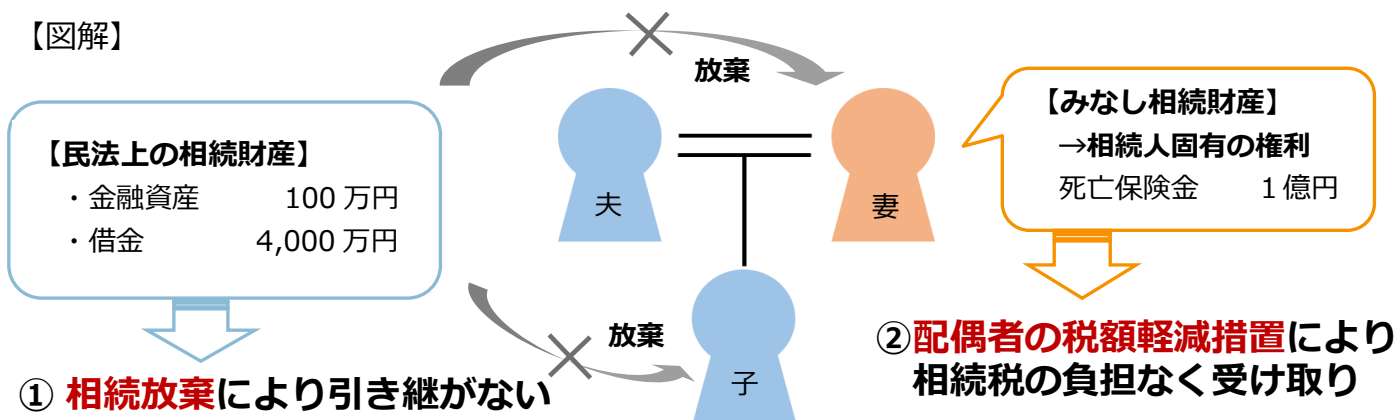
相続の放棄とは、相続があったことを知った日から**3か月以内**に、その旨を**家庭裁判所**に申し出なければなりません。相続放棄の結果、相続人はすべての相続財産（プラスの財産とマイナスの財産）の承継を放棄したことになります。当然、被相続人（夫）の**借金の返済を行う必要はありません**。

さらに、生命保険金はそもそも民法上の相続財産ではなく、**受取人固有の権利**である為、相続放棄をしても**保険金を受け取る権利が失われることなく、保険金を全額受け取ることが可能**です。

② について

生命保険金は、民法上の相続財産ではありませんが、相続税の計算上は**みなし相続財産**として、相続税の課税対象となります。その為、相続放棄により民法上の相続財産の承継を放棄したとしても**保険金（みなし相続財産）**に対し相続税の負担が発生します。しかし、今回のケースでは**配偶者の税額軽減措置制度**の適用により1億円の死亡保険金に対する**相続税の負担はゼロ**となります。

【図解】



上記の相談事例から、生命保険金は相続税対策だけに活用するのではなく、相続人のための借金対策においても有効に機能することを検討して頂ければと思います。

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
 TEL: 0120-985-556 URL: <http://www.nara-souzoku.net/>

セパ・ナビオン
受付中